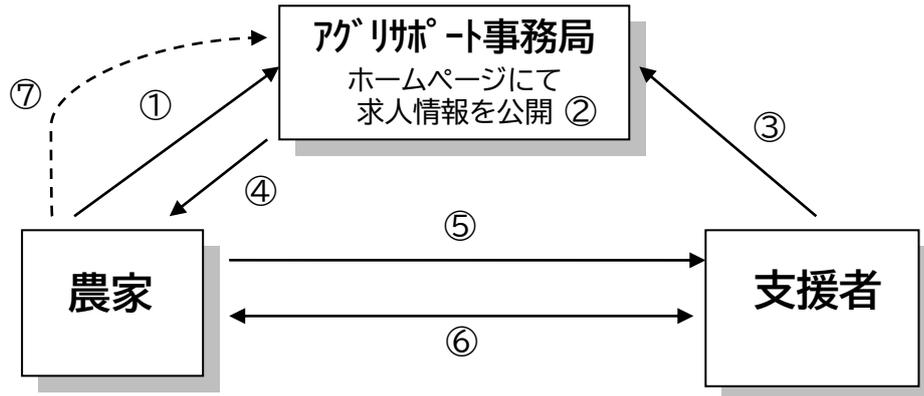


デイリーサポート事業を利用される農家の皆さんへ

デイリーサポートとは

「結い(助け合い・ボランティア)」の精神を大切にしながら、労働力補完の基盤作りを進めるものです。

事業の流れ(利用方法)



① 求人票を提出

『デイリーサポート事業求人申込書』に必要事項を記入し、市役所農政課へご提出ください。
【提出方法】 JA 各支所への提出、郵送、ファックス、メールでもお申込みいただけます。

② 求人情報を公開

『デイリーサポート事業 求人申込書』に基づき、松本市公式ホームページ等にて求人情報を公開します。原則、住所、電話番号以外は公開となりますのでご了承ください。
なお、公開までに2～3日の日数を要します。

③ 求人情報に申込み

④ 申込者(支援者)のご紹介

求人に対し申込みがありましたら、農政課から申込書のコピーを郵送します。

⑤ 申込者(支援者)へ連絡、面接を行う

申込書の内容をもとに連絡を取り、面接を行ってください。

⑥ 作業依頼(雇用契約)

依頼内容についてよく話し合ってください、お互い合意のうえで作業依頼を行います。

⑦ 面接結果を農政課へ報告

※採用されなかった場合は、申込書を農政課へ必ず返送してください。

※個々で支援者が見つかった場合など、求人を取り下げる場合は必ずご連絡ください。

《 依頼時に確認すること 》

- | | | |
|-------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 作業内容 | <input type="checkbox"/> 作業時間及び休憩時間 | <input type="checkbox"/> 賃金・交通費の支払方法 |
| <input type="checkbox"/> 傷害保険 | <input type="checkbox"/> 具体的な作業開始日 | <input type="checkbox"/> 待ち合わせ時間・場所 |
| <input type="checkbox"/> 持ち物 | <input type="checkbox"/> 服装 | <input type="checkbox"/> その他必要事項 |

裏面へ続く

賃金

作業内容により決定してください。

なお、長野県最低賃金(998 円※令和 6 年 10 月 1 日～)以上に設定し、最低賃金の改定があった場合はそれに準じてください。

傷害保険

市は傷害保険へ加入しません。雇用主となる農家の責任において加入をお願いします。農作業の傷害保険については、お近くのJAへご相談ください。

報告

事業を利用した農家の方へ『利用会員報告書』をお送りします。実際に支援を依頼した日数等を書いて、市役所農政課か最寄りのJAへご提出ください。

『求人申込書(労働条件明示票)の記入参考』

① 見つけやすい求人

- ・時間の優遇がつきやすい(9時から3時や午前のみなど)
- ・交通費の別途支給
- ・作業期間が明確(開始日など)

② 見つけづらい求人

- ・重いものを持ち運ぶなどの重労働
- ・草刈機の使用やトラックの運転など、機械の操作を伴う作業
- ・農繁期に3人以上集めなければならない求人

③ 働く人が長続きしやすい農家

- ・作業内容をきちんと支援者に説明し、お互い納得して作業をしている
- ・半日に1回休憩を取っている
- ・働く側の時間を考慮している

アプリで働き手を探しませんか？

1日バイトアプリ ネットワーク

アプリを活用して働き手を探しませんか？利用料は無料

1日単位で働き手を探することができます。

使い方はアプリ内「マイページ」にマニュアルがあるほか、

JA 各支所でも相談を受けています。



1日農業バイト
ホームページ



【申し込み・問い合わせ】 アグリサポート事業推進協議会事務局
〒390-8620 松本市丸の内3-7 農政課農業政策担当
電話:0263-34-3221(直通) FAX:0263-36-6217
Mail:nosei@city.matsumoto.lg.jp